平成27年8月5日 農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課

水産防疫措置の検討に関する標準的な手順

1 目的

- (1) 我が国では、水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法に基づき、水産動物 の伝染性疾病に関する水産防疫の枠組みが構築されている。
- (2) 近年、水産業に大きな打撃を与えている新たな疾病が世界各地で発生する一方で、養殖技術の発展等により我が国に輸入される水産動物が多様化し、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入する可能性が従来よりも高まってきている。このような疾病の侵入を未然に防止するとともに、仮に侵入した場合には、迅速かつ効果的な措置を講じ、被害を最小限に止めるための体制を整えておく必要がある。
- (3) そのため、水産防疫措置の検討に関する標準的な手順を定め、海外における 疾病の発生状況に関する情報の収集体制を強化するとともに、我が国の水産動 物に対して被害を及ぼす可能性の高い疾病について、科学的知見に基づくリス ク評価を実施し、その結果に基づいた適切なリスク管理措置を講じる。

2 用語の定義

- ①「OIE」とは、国際獣疫事務局をいう。
- ②「SPS協定」とは、WTO協定に含まれる協定(附属書)の一つである「衛生植物 検疫措置の適用に関する協定」をいう。
- ③「外国政府当局」とは、諸外国の政府機関のうち、水産防疫を所管する部局を いう。
- ④「魚病等診断専門機関」とは、我が国における魚病等についての総合的な知見 や情報を持ち、魚病等の最終的な診断を行う機関である独立行政法人水産総合 研究センター増養殖研究所魚病診断・研修センターをいう。
- ⑤「水産防疫当局」とは、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課をいう。
- ⑥「水産防疫専門家会議」とは、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長が 設置及び招集する我が国の魚病等に関する専門家で構成される会議をいう。
- ⑦「ハザードの特定」とは、水産動物に重篤な疾病を引き起こす病原体の中から、 リスク評価を行う病原体を特定することをいう。
- ⑧「輸入防疫対象疾病」とは、水産資源保護法第13条の2第1項に規定する疾病 をいう。

- ⑨「リスク評価」とは、水産動物に重篤な疾病を引き起こす病原体が、我が国に 侵入、定着及びまん延することにより水産防疫上及び経済上の影響が生じる蓋 然性及び予想される影響の程度について評価することをいう。
- ⑩「リスク管理」とは、水産動物の重篤な疾病を効果的に管理するための措置を 決定し実行することをいう。

3 情報の収集

- (1) 水産防疫当局及び魚病等診断専門機関は、必要に応じて水産防疫専門家会議等の協力を得ながら、OIE及び外国政府当局から提供された情報並びに各種文献等により、海外での水産動物の疾病の発生等に関する情報を収集する。魚病等診断専門機関は、収集した情報を分析し、水産防疫当局に提供する。
- (2) 水産防疫当局は、必要に応じて、(1) で収集した情報を水産防疫専門家会議、水産庁増殖推進部栽培養殖課、農林水産省動物検疫所、都道府県及び関係 団体に提供する。

4 リスク評価の実施

- (1)水産防疫当局は、3により収集した疾病の情報に基づき、水産防疫専門家会議の意見を聴いた上で、ハザードを特定し、当該疾病に係るリスク評価の必要性について検討する。
- (2) 水産防疫当局は、(1) でハザードに特定された疾病について、水産防疫専門家会議の意見を聴いた上でリスク評価を行う。
- (3) 水産防疫当局は、リスク評価を終了したときは、その概要を農林水産省のホームページで公表する。
- (4) 水産防疫当局は、既にリスク評価を終了した疾病についても科学的知見を収集し、必要があれば、リスク評価を行うことを再検討する。
- (5) 水産防疫当局は、疫学的情報等から、我が国において多大な被害を及ぼすおそれがあると考えられる場合は、リスク評価及びそれに基づく管理措置を実施するまでの間、SPS協定第5条第7項に基づく暫定的な検疫措置及び国内における必要な防疫措置を講じることを検討する。

5 リスク管理措置の検討

- (1)水産防疫当局は、リスク評価の結果、リスク管理措置が必要と判断された疾病について、必要に応じて水産防疫専門家会議の意見を聴いた上で輸入防疫対象疾病への指定等を検討する。なお、管理措置の検討に当たっては「実施によるリスク低減効果」、「実行可能性」及び「費用対効果」を十分考慮する。
- (2) 水産防疫当局は、リスク管理措置に関する検討結果を農林水産省のホームページで公表するとともに、都道府県及び関係団体を通じて関係事業者等への周

知に努める。

(3) 水産防疫当局は、リスク管理措置として輸入防疫対象疾病の追加等の新たな 防疫措置を講じる際には、SPS協定第7条に基づき、必要な通報を行う。

6 リスク管理措置の推進

- (1) 水産防疫当局は、5の結果を踏まえて、都道府県、関係団体等と協力、連携しつつリスク管理措置を講じる。
- (2) 水産防疫当局は、リスク管理措置を講じた後もその効果を検証し、また、より効果的な防疫技術の開発・実用化等に努めるとともに、必要があれば措置の 見直しを検討する。

標準的な手順の流れ

